○厚生労働省告示第七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を実施するため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年一月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三の二の2中「当該インドネシア介護福祉士」を「当該インドネシア人介護福祉士」に、「(4)まで」を「(3)まで」に改め、同2の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

○厚生労働省告示第八号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年一月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三の二の2中「当該フィリピン介護福祉士」を「当該フィリピン人介護福祉士」に、「(4)まで」を「(3)まで」に改め、同2の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

○厚生労働省告示第九号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡による取極を実施するため、看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年一月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三の二の2中「当該ベトナム介護福祉士」を「当該ベトナム人介護福祉士」に、「(4)まで」を「(3)まで」に改め、同2の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とする。

○東北地方整備局告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十二日から二週間東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宮古市金浜第七地割八番一から同市金浜第三地割三三番一まで	九・五〇～一三七・五四メートル	一・一六八キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年一月十二日

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡鳴沢村字藤和田二五九四番一から同村字大棟ノ木二五二八番六まで	前	一〇・九一～四〇・一一メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	一三・六八～四七・一五	〇・〇五一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原二一八番二〇九から同町本栖字山道四〇七番一まで	前	八・六八～一〇・九四メートル	〇・一八六キロメートル
	後	一二・七〇～一三・七五	〇・一八六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	松阪市小津町字濱際六九一番四から同市小津町字濱際八六七番一まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十二日

○九州地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市吉田字原尾一二〇番一から同市吉田字川原手一三四番一まで	前	一二・四〇～一二・四九メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	一二・四〇～一七・三八	〇・〇四三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所